

介護ネットみやぎ速報

(第72号 2015. 3. 11)

発行者 NPO法人介護ネットみやぎ

責任者 鈴木 由美

022-276-5202

022-276-5205



3月9日(月)、NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ(以下、介護ネットみやぎ)は、「平成27年度介護報酬改定」に関して、厚生労働省に意見を提出しました。

賃金・物価の状況、介護従事者の経営状況等を踏まえたとする今回の介護報酬の改定は、総額▲2.27%(9年ぶりのマイナス改定)となり、介護職員の処遇改善加算+1.65%、中重度・認知症対応+0.56%、その他はサービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築をすとして▲4.48%とする改定内容となっており、介護事業業界にとって打撃の大きな改定内容となっています。

改正案では「平成27年度介護報酬改定は、2025年(平成37年)に向けて、『地域包括ケアシステム』の構築を実現していくため、平成26年度制度改定の趣旨を踏まえ、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方に基づき行うものである。」としています。

財務省や厚労省は、介護事業所の収支差や特別養護老人ホームの内部留保を介護報酬引き下げの理由にしてきましたが、利益を上げて株式配当をする大手の介護事業者と、経営困難に直面している中小事業所をまとめて平均値をもとに介護報酬を引き下げるとは、地域の介護提供体制を崩壊させかねないものです。

また、政府は処遇改善加算の執行の厳格化を行うとしており、間接処遇職員(ケアマネジャー、看護師、生活相談員、事務員、調理師等)は対象外です。このため、一部職員の給与が上がったとしても、介護報酬全体が引き下がれば、事業所全体の賃金水準を引き下げざるを得なくなります。正規職員の縮小や非正規職員の拡大に拍車がかかり、今以上の過密な業務を強いられて、介護サービスの質・量ともに低下する恐れがあります。

このような介護報酬改定に対して、介護ネットみやぎは別紙の意見を提出しました。

2015年3月9日

厚生労働省老健局老人保健課 御中

団体名 NPO法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ
代表者名 内館 昭子
住所 宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5階
電話番号 022-276-5202

案件番号：495140439

「平成27年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する意見募集について」の意見

1. 第2介護報酬改定に係る改正内容 I 平成27年度介護報酬改定に係る基本的な考え方

改正案では「平成27年度介護報酬改定は、2025年（平成37年）に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』の構築を実現していくため、平成26年度制度改定の趣旨を踏まえ、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方にに基づき行うものである。これらとともに、賃金・物価の状況、介護従事者の経営状況等を踏まえた介護報酬の改定は、全体で▲2.27%である。」としています。

政府は、1月14日、介護報酬の2.27%マイナス改定を含む2015年度当初予算案を閣議決定しました。改定の主な内容は、介護職員処遇改善加算の拡充として、1.65%、中重度者・認知症高齢者に対するサービス拡充として0.56%、基本サービス費の適正化としてマイナス4.48%の改定率で、全体としてマイナス2.27%の改定率としています。介護保険制度発足当初から介護報酬は低く抑えられ、さらに2003年改定ではマイナス2.3%、2005年10月改定と2006年4月改定では合わせてマイナス2.4%の改定が行われました。2009年にはプラス3%の改定が実施されましたが、2012年改定では「介護報酬の2%に相当する介護職員処遇改善交付金を介護報酬内化した上で、介護報酬を1.2%引き上げ」られ、実質マイナス改定が実施されました。制度発足当時よりも現在の介護報酬の水準は低下しています。また、財務省や厚労省は、介護事業所の収支差や特別養護老人ホームの内部留保を介護報酬引き下げの理由にしてきましたが、利益を上げて株式配当をする大手の介護事業者と、経営困難に直面している中小事業所をまとめて平均値をもとに介護報酬を引き下げるとは、地域の介護提供体制を崩壊させかねないものです。

《意見》

介護報酬は社会保障として国民が受ける介護の質と量を規定するものです。地域福祉に不可欠な公的介護サービスを守り充実させるために、介護報酬の引き下げに抗議し、介護報酬改善とそのため財源措置を求めます。

2. 第2介護報酬改定に係る改正内容 II 平成27年度介護報酬改定の基本的な考え方とその対応 (2) 介護人材確保対策の推進

改正案では「地域包括ケアシステムの更なる推進に向け、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取り組みを推進する。」としています。2014年8月11日に介護労働安定センターが発表した「2013年度介護労働実態調査」では、介護人材不足の理由に「採用が困難」を挙げる介護事業所が7割近くにのぼっているように、厳しい労働条件におかれた介護事業者等の離職が深刻化し、人手不足と経営難が介護現場を直撃しています。厚生労働省は、現在150万人の介護職員について、団塊の世代が75歳以上となる2025年には最大約250万人必要と推計しています。介護職員確保のためには、処遇改善の原資である介護報酬の引き上げが不可欠です。政府は、「介護職員処遇改善加算の充実が確実に職員の処遇改善につながるよう、処遇改善加算の執行の厳格化を行う」としていますが、ケアマネジャー、看護師、生活相談員、事務員、調理師など、事業所において半数近くを占める「間接処遇職員」は対象になりません。このため、一部職員の給与上がったとしても、介護報酬全体が引き下がれば、事業所全体の賃金水準を引き下げざるを得なくなります。正規職員の縮小や非正規職員の拡大に拍車がかかり、今以上の過密な業務を強いられて、介護サービスの質・量ともに低下するのは明らかです。

《意見》

間接処遇職員を含めた介護施設職員の賃金改善、ならびに労働環境の改善につながるような施策の充実を望みます。

以上